

# 大仙市空き家総合パンフレットスポンサー制度実施要綱

令和4年8月1日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、大仙市空き家総合パンフレットスポンサー制度（以下「スポンサー制度」という。）の実施に関し、大仙市広告掲載要綱（平成19年大仙市告示第12—1号。以下「市要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(スポンサー制度の目的)

第2条 スポンサー制度は、市で発行する空き家総合パンフレット（以下「パンフレット」という。）に、市の空き家対策に係る事業を実施できる事業者等に係る情報（以下「広告」という。）を有料で掲載することにより、パンフレット作成のための財源の一部を確保し、市の空き家対策の効果的な実施を図ることを目的とする。

(広告掲載の方法)

第3条 広告を掲載する者（以下「スポンサー」という。）は、パンフレットの作成費用の一部を負担し、市はパンフレットを空き家等の所有者等へ提供するものとする。

2 市は、パンフレットへ市の空き家対策に係る事業及び広告を、掲載するものとする。

(スポンサーの対象者)

第4条 スポンサーの対象者は、次の各号のいずれかに該当する個人、法人又は団体等とする。

(1) 公益社団法人秋田県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会秋田県本部の会員である者

(2) 大仙市空き家管理サービス事業者登録名簿に登録されている者

(3) 建設業法や建築リサイクル法等の法令を遵守し、解体工事を行う者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者及び市要綱第5条各号のいずれかに該当する者は、スポンサーの対象としない。

(1) 破産者で復権を得ていない者

(2) 大仙市暴力団排除条例（平成24年大仙市条例第16号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員の統制下にあり、若しくはそれらに関連する者

(スポンサーの登録期間)

第5条 スポンサーの登録期間は、毎年7月1日から翌年の6月30日までの1年間とする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに、スポンサー料の納付があった場合、当該登録

期間を更新するものとする。

(スポンサーの募集)

第6条 市は、必要に応じて市の広報紙及びホームページでスポンサーの募集を行う。

(スポンサーの申込み)

第7条 スポンサーになろうとする者は、スポンサー登録申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 市税の納税証明書(市税の滞納がないことを確認できる市長が発行する書類をいう。)

(2) 広告掲載事業によっては、次に掲げる書類

ア 公益社団法人秋田県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会秋田県本部の会員であることを証明するもの

イ 建設業法に基づく解体工事業の許可を受けていることを証明するもの

(スポンサーの決定)

第8条 市長は、前条による申込みがあったときは、市要綱第8条に規定する大仙市広告審査委員会において審査を行い、掲載の可否を決定し、スポンサー登録(決定・却下)通知書(様式第2号)により、申込者に通知するものとする。

(スポンサー料及び支払い方法)

第9条 スポンサー料は、第5条に定める期間当たり5,000円とし、市より発行される納付書にて、市の指定する期日まで支払うものとする。

(スポンサー登録の抹消)

第10条 スポンサーは、登録を抹消しようとするときは、スポンサー登録抹消届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その登録を抹消するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を抹消することができる。

(1) 第4条第1項各号に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 第4条第2項に規定する要件に該当したとき。

(3) 所有者等に虚偽又は悪質な勧誘を行ったとき。

(4) 強引な手法や事実誤認を与える営業活動及び表示を行ったとき。

(5) 登録内容に虚偽があったとき。

(6) その他市長が適当でないと認めたとき。

4 市長は、前2項の規定により登録を抹消したときは、スポンサー登録抹消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

5 前項により通知を受けた場合であっても、通知を受けた日から直近の6月30日まで

は、広告の掲載は継続するものとし、既に納入したスポンサー料は返還しない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。